

節水シャワーヘッド助成金 募集要項



西東京市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を令和4年2月に行い、省エネルギーの取組を推進しています。

資源エネルギー庁によると、家庭でのエネルギー消費量が最も多いのは「給湯」となっており、給湯だけで全体の41.1%を占めています。これは、水をお湯に変えるには大量のエネルギーを必要とすることを意味しています。

通常のシャワーヘッドを節水シャワーヘッドに買い換えるだけで、**水道・ガス代は9,704円の節約**になり、水量は年間**14,600ℓ**削減できます。これによる、年間の二酸化炭素削減量は**73.1 kg**となります*。

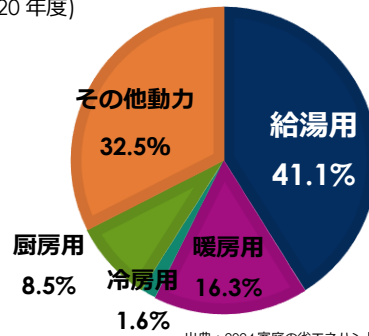
*シャワー湯量を10ℓ/分とし、節水シャワーヘッド・通常シャワーヘッドをともに5分ずつ使用した場合、4人分で算出

(出典：「ウルトラ省エネブック」東京ガス株式会社都市生活研究所)



この機会に、節水シャワーヘッドへ
買い換えて、省エネルギーに取り組んで
みませんか？

都における家庭部門のエネルギー消費量の用途別割合
(2020年度)



出典：2024 家庭の省エネハンドブック(東京都)

○申請受付期間

※先着順

令和6年5月1日（水）から令和7年1月31日（金）まで ※消印有効

★購入後に申請となります。

ただし、令和6年5月1日以降に購入された方が対象となります。

(令和6年4月30日までに購入された方は助成対象外となりますのでご注意ください。)

★申請の流れは p.3 をご覧ください。

○対象機器

30%以上の節水効果 または1分間あたりの使用水量が7ℓ以下の節水シャワーヘッド

○対象者

以下の要件を満たす個人が申請の対象となります。

- ・西東京市に住民登録がある方
- ・自らが居住する西東京市内の住宅で使用しているシャワーヘッドを新品の節水シャワーヘッドに交換し設置した方

○助成金額

3,000 円（一律）

- ・令和6年5月1日以降に税抜き6,000円以上の節水シャワーヘッドを新品で購入すること
- ・節水シャワーヘッド本体の費用のみの助成となります。
- ・部材購入費（アダプター、ホースなど）や設置工事費は対象外となります。
- ・クーポン割引やポイント利用で購入した部分につきましては、購入費用から除外します。

(例)

項目	金額（税込）
シャワーヘッド 本体費用	8,000円
ポイント利用	△1,000円
領収額	7,000円

◎領収額を税抜きにし、6,000円以上であれば助成対象となります。

7,000円（税込） \div 1.1=6,364円（税抜）

➡助成対象です。

※ポイント利用の結果、領収額の税抜きが6,000円未満になった場合には、助成対象外となりますので、ご注意ください。

○申請方法

電子申請 もしくは

環境保全課窓口まで持参 または 郵送

▼持参または郵送先はこちら▼

〒202-0011 東京都西東京市泉町3-12-35 エコプラザ西東京
西東京市みどり環境部環境保全課

▼電子申請はこちらから！▼



○申請受付方法

申請は先着順です。

ただし、受付期間内であっても、予算が上限に達した時点で、申請の受付を終了します。

★予算残額については、残額が少なくなってきた時点で市ホームページにてお知らせします。ホームページをご確認または環境保全課までお問い合わせください。

▼市HPはこちらから▼



○その他注意事項

- ・申請は1世帯当たり1回までとし、台数は1台のみとします。
- ・新規設置は対象外（既に使用しているシャワーヘッドとの交換設置のみが対象）
- ・新品製品の購入のみが対象
- ・他の西東京市の助成金との併用は可能です。



○申請の流れ

1 製品の購入・設置 (申請者)

令和6年5月1日以降に、「30%以上の節水効果または1分間あたりの使用水量が7ℓ以下の節水シャワーヘッド」の条件に合致するものを購入し、設置してください。

2 交付申請・実績報告兼請求書類の提出 (申請者)

＜受付期間＞令和6年5月1日(水)から令和7年1月31日(金)まで※消印有効

令和6年4月30日までに購入した方は助成対象外となりますのでご注意ください。

▶提出書類 下記「○提出書類について」をご覧ください。

3 交付決定・確定通知書の送付 及び 送金 (市)

交付申請・実績報告兼請求書類が市に到達してから概ね1か月で審査をし、交付決定・確定通知書を市から発送します。

通知がお手元に届いてから約2週間程度で指定された口座に送金します。

○提出書類について

□ 西東京市地球温暖化対策助成金(節水シャワーヘッド)交付申請・実績報告書兼請求書(市指定様式)

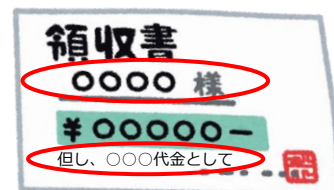
□ 領収書の写し

➡申請者名が記載された領収書の添付が必要です。

宛名欄のないレシート、宛名が申請者の氏名ではない領収書(空欄、上様など)、請求書、納品書では受付ができません。

➡型番または購入製品名が記載されていることが必要です。

※「お品代として」は不可。



□ 設置した節水シャワーヘッドの節水効果が30%以上あること、または1分間あたりの使用水量が7ℓ以下であることが確認できる書類等(カタログ類、取扱説明書、箱等)の写し

□ 設置後の節水シャワーヘッドのカラー写真

□ 本人確認書類の写し

➡申請者が本人であることが分かる本人確認書類のコピーを提出してください。

(例) 運転免許証、マイナンバーカード、各種健康保険証など

* 運転免許証など、裏面に住所の記載がある場合は、裏面も提出してください。

* マイナンバーカードは表面のみを提出してください。

* 健康保険証は記号・番号・保険者番号・QRコード(ある場合)をマスキングしてください。

□ アンケート

よくある質問

□対象者について

【Q】市内にある別宅のシャワーヘッドを買い換えたのですが、申請できますか。

【A】できません。申請者が現在お住まいになっている住所（住民登録されている住所）に設置した場合において、助成対象となります。

【Q】対象者について住宅兼事務所の場合は対象となりますか。

【A】助成対象となります。

【Q】二世帯住宅の場合は、それぞれ請求できますか。

【A】申請は1世帯につき1回となります。世帯が分かれば、各世帯で申請できます。

□対象機器について

【Q】インターネットで購入しても助成金の申請はできますか。

【A】できます。購入先の指定はございません。

【Q】シャワーヘッド（単体）とホース（単体）を一緒に購入しました。ホースも助成対象となりますか。

【A】助成対象外となります。シャワーヘッドとホースがセットになったものであれば助成対象となりますが、ホースを単体で買った場合はシャワーヘッドのみが助成対象となります。その他部品も上記と同じ考え方となります。

【Q】シャワーヘッドを2台購入しました。2台とも申請できますか。

【A】できません。1世帯につき1台の申請となります。

【◎お問い合わせ先】

西東京市みどり環境部環境保全課環境保全係

〒202-0011 西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京

電話 042-438-4042（直通） FAX 042-438-1762

メール kankyou@city.nishitokyo.lg.jp